

令和3年度地域イノベーション推進事業 支援業務 企画募集要領

1 実施趣旨

我が国では人口減少・少子高齢化の進展や慢性的な財源不足・人手不足など、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増している中、持続可能な地域社会の実現に向け、Society5.0の様々な可能性を活用していくことが求められている。

市町村においては、社会的・地域的課題が山積するにもかかわらず、自ら解決するには人材、財源、ノウハウといったリソースが不足しており、こうした状況下においても地域力を強化するためには、これまでとは異なる公民連携の仕組みを構築し、地域のイノベーションを進めていく必要がある。

一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）では、これまで「自治体PPP/PFI推進センター」を運営するとともに、PPP/PFIをはじめとする自治体の公民連携を支援してきた。

令和3年度からは、「地域力強化プラン」（平成30年12月20日総務省発表）等を踏まえ、Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、学識経験者、有識者による「地域イノベーション連携研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、公民連携の視点から地域のイノベーションの推進手法について研究する「地域イノベーション推進事業」を始めることとしている。

当事業では、地域イノベーション連携についてモデル市町村によるケーススタディ（以下「モデル事業」という。）を行うとともに、先進的な取組みを実施している自治体の事例研究（以下「先進事例調査」という。）を行い、自治体職員を参加対象とした報告会（以下「報告会」という。）などを通じ、研究成果を全国に発信することとしている。

については、地域イノベーション推進事業に関する業務を支援し、かかる報告書を作成することができる事業者を募集する。

2 業務の内容

(1) 業務名 令和3年度地域イノベーション推進事業支援業務

(2) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和4年3月11日まで

(3) 業務内容

① 研究会運営

研究会の開催・運営にあたって、進行に関する調整などについての作業を行うとともに、下記業務を行う。研究会は概ね3回行う。（東京都内での開催を予定）

- ・必要な資料の作成・印刷
- ・会議の議事要旨・議事録作成
- ・会議の設営・撤収
- ・委員の出欠確認と費用弁償

【研究会開催イメージ】

- 第1回（6月頃） モデル事業、先進事例調査の概要について
- 第2回（10月頃） モデル事業、先進事例調査の中間報告
- 第3回（2月頃） モデル事業、先進事例調査の最終報告

② モデル事業の実施支援

財団がモデル事業を実施するにあたって、下記支援業務を行う。モデル事業は宮城県塩釜市、愛知県岡崎市の2団体で実施する。

- ・会議への出席（会議はモデル事業を実施する市町村に赴き、モデル事業毎に概ね3回行う。）
- ・会議の議事要旨作成

③ 報告会運営

報告会の開催・運営にあたって、下記業務を行う。報告会は1回（3月頃）行う。
（東京都内での開催を予定）

- ・必要な資料の作成・印刷
- ・報告会の議事要旨・議事録作成
- ・報告会の設営・撤収
- ・委員の出欠確認

④ 先進事例調査の実施

地域イノベーション連携の先進自治体の取組みを調査し、手法や特徴を整理するとともに、自治体が企業と連携する際の作法、全国の自治体に展開するときの課題と展望について検討を加える。

【先進事例調査のテーマ】

「地域イノベーション連携の手法」

【調査・整理のイメージ】

○アンケート調査

- ・都道府県・政令市を対象に、アンケート調査を行う。
（地域イノベーション連携の取組み状況（都道府県内市町村を含む）、取組みの概要 等）

○ヒアリング調査の実施

- ・取組み内容に特徴のある自治体を対象に現地ヒアリング調査を行う（5団体程度）。
（取組内容、取組み状況、現状での成果、課題と展望 等）

○成果の整理

- ・調査結果を整理するとともに、地域イノベーション連携の手法について検討を加える。

⑤ 「令和3年度地域イノベーション連携調査研究会報告書」の作成

研究会での検討結果等を整理した「令和3年度地域イノベーション連携研究会報告書」（以下「報告書」という。）を作成する。

- ・モデル事業の研究結果整理
- ・先進事例調査の研究結果整理
- ・研究会における意見・論点の整理
- ・報告書の作成

(4) 成果物

- ① 報告書 70部（A4判、単色（一部カラー）刷製本）
- ② 上記の内容を記録した電子データ

(5) 留意事項

- ① コロナ感染症の影響などにより、研究会、モデル市町村での会議、報告会をオンライン会議等に変更し実施する場合も柔軟に対応すること
- ② 研究会の委員報酬・旅費は事業者が支払う（各回 30 万円程度を想定）。
- ③ モデル事業に関して、自治体及びイノベーションマネージャー等が研究会に出席する費用の負担は必要ない。
- ④ 研究会、報告会の会場借上げ及び備品は財団が負担する。
- ⑤ 報告会に出席する発表者の謝金・旅費の負担は必要ない。
- ⑥ 委託業務全般にわたり、財団と協議のうえ業務を実施し、定期的に財団へ進捗状況を報告すること。

3 提案限度価格

8,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のいずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和 3 年 4 月 12 日(月)～令和 3 年 4 月 26 日(月)(当日必着。持参の場合は、午後 5 時必着)

(2) 提出書類

次の書類を各 1 部提出すること。

- ① 業務実績一覧
- ② 担当者経験一覧
- ③ 会社概要（会社パンフレット代用可）
- ④ 企画提案書（様式自由）
- ⑤ 業務従事者動員計画（様式自由）
- ⑥ 見積書（様式自由、算出根拠を記載すること）

(3) 応募方法

持参又は簡易書留で郵送すること。（電子メール、ファックスは不可）

(4) 提出先及び問い合わせ先

一般財団法人地域総合整備財団 開発振興部公民連携室 根本
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-8-1 麹町クリスタルシティ東館 12 階
Tel: 03-3263-5758
E-mail: kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp

6 選考方法

(1) 選考

財団開発振興部で選考を行う。

(2) 選考基準

以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定する。(カッコ内は得点の配分)

① 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。(計 30 点)

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

- ・当該事業の目的を適切に把握しており、地域イノベーションに対する問題意識が当該事業と合致する。(10 点)
- ・研究会及び報告会の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。(10 点)
- ・作業内容とスケジュールが適切である。(10 点)

② 本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。(計 30 点)

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか。また、財団との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。

- ・担当者が地域イノベーションに関する十分な専門性を有している。(10 点)
- ・担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。(10 点)
- ・業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。(10 点)

③ 見積価格が適正であること。(30 点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点(30 点)とし、2 位以下の者の得点は 1 位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第 1 位までを求める。

$$\boxed{\text{見積価格の得点} = 30 \text{ 点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})}$$

④ その他特に優れた点があること。(10 点)

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

① 時期

令和 3 年 4 月下旬

② 方法

応募者全員に文書で通知する。

7 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却不可。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

一般財団法人地域総合整備財団